

平成
20年度

被保険者・被扶養者調査 実施について

当健康保険組合では、被扶養者認定時に健康保険法に基づいた厳正なる被扶養者資格審査を行っておりますが、厚生労働省の指導により被扶養者の資格調査を毎年実施することとなっております。

平成20年度につきましては、下記要領にて実施しますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。



調査対象者

- 22歳以上(平成20年4月1日現在)の被扶養者(ただし配偶者、任意継続者を除く方)
- 平成19年度の調査表にて再審査または、指導になった被扶養者

調査実施時期

- 〈日程〉
- 調査表配布
平成20年8月下旬から約1ヶ月
 - 調査表回収
各事業主により異なります
(事業主案内を参照)

調査内容

- 収入の確認
- 現住所確認
- 同居・別居の確認
- 別居家族への送金の確認

健保からの
お願い

扶養調査に関する添付書類について

1 パート・アルバイトしている場合は

収入の確認は給与明細でおこなっています。直近の給与明細3ヶ月分を添付してください。
※給与に変動が大きく、3ヶ月では証明できない場合は、必要な分だけ添付してください。

2 収入の無い場合は

平成20年度の新課税証明書を添付してください。
(非課税証明書は平成19年1月1日～12月31日までの収入状況に応じて判断されます)

3 別居している人を扶養にしている場合は

被保険者によって生計を維持されているかの確認は送金証明でおこなっています。被扶養者の収入を上回る送金が必要です。(手渡しでは生計維持関係の証明になりません) 第三者がみて送金元、送金先、送金金額がわかる「振込通知書」、または「通帳の(写)」の直近3ヶ月分の証明が必要です。
※控えは必ず保管するようにしてください。

添付書類免除の対象者

- 平成20年4月1日以降認定された被扶養者の方

* 詳細は健保ホームページ「保険証について」をご覧ください。

<http://www.yokogawakenpo.or.jp/>



平成19年度被扶養者調査表審査後の結果報告

〈内訳表〉被保険者申請による削除件数：466件

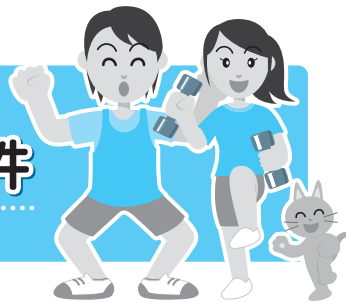
就 職	収入増	死 亡	結 婚	離 婚	雇用保険 受給開始	送金 証明書無	その他	合 計
342	76	2	4	18	7	2	15	466

〈内訳表〉健康保険組合審査による不認定・指導通知件数：113件

不認定者 52件			再審査による 認定者	指導者	合 計
仕送り不足	収入オーバー	添付書類未提出			
7	43	2	49	12	113



被扶養者資格のための条件



条件1

被保険者(本人)から見て、一定範囲内にある親族であること

健康保険の被扶養者の範囲とは

被保険者(本人)からみて3親等内の親族であることが必要です。同居(同一世帯)の場合は、年収が130万円未満(60歳以上の方または障害者は年収180万円未満)で、かつ被保険者(本人)の年収の2分1未満であることが必要です。

条件2

被保険者(本人)との生計維持関係があること

健康保険の「生計維持関係」とは

条件1からの一定範囲内の親族に該当するとしても、さらに「被保険者に生計維持されている」ことが必要です。

生計維持とは、生活費の多くを被保険者に依存している状態のことをいいます。たとえ配偶者や父母でも十分な収入があり、家計を別にしてそれぞれ独自の生活を営んでいるときは被扶養者の対象になりません。被保険者の経済的状況や扶養の実績も含め総合的に判断します。

「同一世帯」とは 単なる同居ではありません！

親族と同居していれば、必ず「同一世帯」と認められるわけではありません。健康保険法では「被保険者と同居及び家計を共同にすること」とされています。

被保険者(本人)と 「同一世帯」ではない「別居」の場合

被保険者から、被扶養者の収入を上回る送金が行われていて、その送金によって暮らしがなりたっていることの証明として直近3ヶ月分の振込み通知書が必要となります。

年間収入の範囲

申請時点から将来に向けて年間で130万円以上の収入がないことを条件としています。固定収入がある場合、年間収入が基準額の130万円かどうかは、連続した3ヶ月の平均が(130万円÷12ヶ月)108,333円以下かどうか(給与の変動が大きく3ヶ月では証明できない場合は必要な分だけ提出してください)で判断します。

年の途中でであっても退職などで収入がなくなった場合、今後見込まれる収入が基準額に満たない場合などは、被扶養者と申請することが可能ですので状況がわかるように記載してください。

参考：調査に関する法・関連通達

△健康保険法施行規則第38条(被扶養者の届出) △健康保険法第197条(報告等) △健康保険法施行規則第50条(被保険者証の検認又は更新)

健保からの お願い



被保険者(本人)、家族とも含め現住所(現在住んでいる所)の変更があった場合は、健保ホームページより「各種届出・申請書類」から「健康保険住所変更届」を取り出し、事業主(会社)経由で必ず健保へ届けをしてください。

